



# オゾン層を守るため 私たちにできること。

オゾン層を守り、地球温暖化を防ぐために、  
私たちが普段から取り組めることがあります。



- 環境省「オゾン層等の監視結果に関する年次報告書」  
[http://www.env.go.jp/earth/ozone/o3\\_report/](http://www.env.go.jp/earth/ozone/o3_report/)
- 気象庁「オゾン層・紫外線に関する情報」  
[http://www.data.kishou.go.jp/obs-env/info\\_ozone.html](http://www.data.kishou.go.jp/obs-env/info_ozone.html)
- 環境省「紫外線保健指導マニュアル」  
[http://www.env.go.jp/chemi/uv/uv\\_manual.html](http://www.env.go.jp/chemi/uv/uv_manual.html)
- 国立環境研究所「絵とデータで読む太陽紫外線」  
<http://www-cger.nies.go.jp/publication/M018/M018.html>

## オゾン層や紫外線について知りましょう

環境省では、毎年「オゾン層等の監視結果に関する年次報告書」を発行して、オゾン層の破壊やオゾン層破壊物質の大気中濃度の監視結果を公表しています。また、気象庁でも、オゾン層などの観測結果を公表しています。これらを使って、私たちを守ってくれるオゾン層の状況を学ぶことができます。

そのほか、紫外線予防に関する情報も様々なホームページなどで公開されています。

## ノンフロン製品を選びましょう

近年、フロン類に代わって、オゾン層を破壊せず地球温暖化にも影響の少ない物質（アンモニア、イソブタン、炭酸ガスなど）が見直されています。

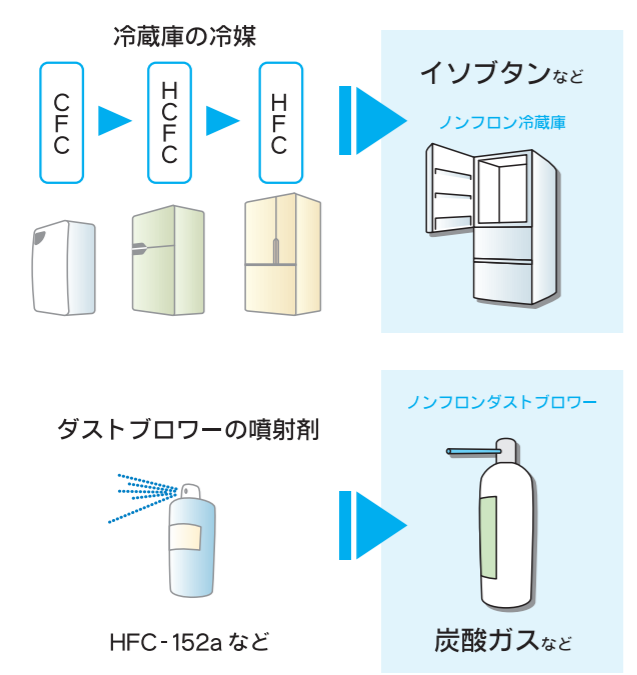
家庭用品の分野では、冷蔵庫やダストブロー（ほこり取りスプレー）についてフロン類を使用しない製品が発売されており、他の製品でもノンフロン製品の開発が進むと期待されています。

一方、業務用品の分野でも、ノンフロン冷凍機器や建材用断熱材などの開発・製品化が進められ、ノンフロン断熱材を使用した集合住宅も建設されています。

地球環境の保全のため、ノンフロン製品を選ぶようにしましょう。



## フロンからノンフロンへ



## フロン類の回収に協力しましょう

これまでに生産された冷蔵庫や冷凍庫の中にはフロン類が大量にあります。これらの機器が廃棄されたり整備されたりするときには、フロン類が大気中に放出されることがないように、回収して、適切に処理しなくてはなりません。

## フロン類の回収って、どうすればいいの？

### 冷蔵庫・冷凍庫・エアコンを 廃棄するとき

『家電リサイクル法』に基づいて回収されます

製品を購入した小売店か、  
新たに購入しようとしている小売店に、  
**引き取り**を依頼しましょう。

引き渡すときに、**収集・運搬料金と  
リサイクル料金を支払**いましょう。

※収集・運搬料金は小売店ごとに異なります。  
※リサイクル料金は製品のメーカーごとに異なります。

リサイクル料金を支払ったら、  
小売店に「**家電リサイクル券**」を  
発行してもらいましょう。

家電リサイクル券の「管理票番号」から  
ホームページでリサイクルの状況を確認できます。

**フロン類**  
回収され無害化、  
またはリサイクルされます

**鉄、アルミなど**  
資源として  
リサイクルされます

### 自動車を廃車 するとき

『自動車リサイクル法』に基づいて回収されます

自治体に登録された引取業者  
(ディーラーや整備業者など)  
へ**引き渡し**しましょう。

**リサイクル料金を支払**いましょう。

※リサイクル料金は製品のメーカーごとに異なります。

支払うのはいつ、誰に？

※ 新車を購入する場合は	購入時に	新車ディーラーへ
※ 今後引き続き使用する場合は	車検前までに	運輸支局窓口へ 整備業者へ
車検前に廃車する場合は	廃車時に	引取業者へ

※この場合、廃車時に支払う必要はありません

**フロン類**  
回収され無害化、  
またはリサイクルされます

**鉄、アルミなど**  
資源として  
リサイクルされます

## 業務用の冷凍空調機器を廃棄するとき

『フロン回収・破壊法』に基づいて回収されます

- ・業務用エアコン
  - ・冷蔵用・冷凍用ショーケース
  - ・業務用冷凍冷蔵庫
  - ・輸送用冷凍ユニット
  - などは...
- 自治体に登録された回収業者へ  
**フロン類の回収**を依頼しましょう。
- 回収してもらうときに、フロン類の  
**回収・運搬・破壊にかかる料金**を支払います。
- ※平成19年10月からは改正フロン回収・破壊法が施行されます。